

株主の皆さまへ

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 柴田英二

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2012年5月10日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2012年5月11日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
エフビル4階 マックスバリュ九州株式会社 本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第10期（2011年2月21日から2012年2月20日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第4号議案 役員報酬等改定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mv-kyushu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2011年2月21日から  
2012年2月20日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災に起因する企業活動の停滞に回復の兆しが見え、地域経済は持ち直しの動きが見られたものの、欧州の財政金融危機を背景とした円高の長期化などにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が基盤とする九州地区においては、震災後に一時的な需要増が見られましたが、円高の長期化等により製造業を中心として工場閉鎖等の動きがあり、依然として消費マインドは慎重化の傾向にあります。また、スーパーマーケット業界におきましても、食品の安全・安心に対する生活者意識の一層の高まりとともに、少子高齢化によるマーケットの縮小及び価格競争の激化などにより厳しい経営環境が続いております。

当社はこのような経営環境の中、変化に迅速に対応し、地域のお客さまに最も信頼され支持されるお店を目指して、新店開発や既存店の活性化、新規業態の構築及び収益改善のための商品力や現場営業力の強化などに積極的に取り組んでまいりました。当事業年度に取り組みました主な内容については以下のとおりであります。

成長の要となる新規出店につきましては、スーパーマーケット業態で、マックスバリュ本城店(福岡県)、マックスバリュ南下郡店(大分県)、マックスバリュ内坪井店(熊本県)、マックスバリュエクスプレス姪浜駅前店(福岡県)、マックスバリュ福岡駅前店(福岡県)、マックスバリュ東郡元店(鹿児島県)、マックスバリュエクスプレス神水店(熊本県)の7店舗を新設いたしました。また、マックスバリュ宇美店(福岡県)、マックスバリュ福岡空港南店(福岡県)の2店舗をザ・ビッグエクスプレス宇美店、ザ・ビッグ福岡空港南店としてディスカウント業態に転換いたしました。当事業年度より人口の都市集中化及び高齢化社会の到来に対応し、郊外型大型店が出店困難な都市部への展開拡大を図るために都市型小型店舗として「マックスバリュエクスプレス」及び「ザ・ビッグエクスプレス」の展開を開始いたしました。「マックスバリュエクスプレス」は、都市部での少人数世帯の増加に合わせた小容量商品の品揃えの豊富さ、「ザ・ビッグエクスプレス」は使用頻度の高い商品に品揃えを絞り込んで更なる安さを提供しております。また、既存店5店舗で店舗改装を実施いたしました。

この結果、当事業年度末における店舗数は118店舗(福岡県37店舗、佐賀県13店舗、長崎県12店舗、熊本県19店舗、大分県12店舗、宮崎県15店舗、鹿児島県10店舗)となりました。

営業及び商品面におきましては、品切れ防止、品揃えの欠落の見直し、社会行事・地域行事への対応など基本を再徹底するとともに、「野菜バラ売り商品」及び「均一コーナー」の拡大、購買頻度の高い商品の単品大量販売を基本とした売り場づくり、イオンのブランド「トップバリュ」の拡販などにより買上点数及び来店客数の増加を図り、売上拡大に取り組みました。

また、販売費及び一般管理費については、賃料や店舗維持に係るメンテナンス費用等固定的費用の低減や省エネ機器の導入及びその他節電対策の実施による使用電力の削減に努めるとともに、各経費項目の見直しによる削減を徹底いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は124,554百万円(対前期比106.1%)、営業利益は2,808百万円(同107.9%)、経常利益は2,796百万円(同107.6%)、当期純利益は1,047百万円(同116.9%)となりました。なお、資産除去債務に関する会計基準の適用により209百万円を特別損失として計上いたしました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中における当社の主要な設備投資は、7店舗の新設、2店舗の業態転換及び5店舗の改装によるものであり、総額2,425百万円の設備投資を行い、これらの資金は自己資金でまかないました。

### (3) 財産及び損益の状況

| 区 分            | 第7期<br>(2009年2月期) | 第8期<br>(2010年2月期) | 第9期<br>(2011年2月期) | 第10期<br>(当事業年度)<br>(2012年2月期) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)       | 105,977           | 111,563           | 117,348           | 124,554                       |
| 経常利益(百万円)      | 2,415             | 1,825             | 2,600             | 2,796                         |
| 当期純利益(百万円)     | 1,272             | 738               | 896               | 1,047                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 199.13            | 115.54            | 140.32            | 163.97                        |
| 総資産(百万円)       | 25,559            | 25,691            | 26,918            | 26,777                        |
| 純資産(百万円)       | 6,472             | 7,027             | 7,736             | 8,605                         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,013.06          | 1,099.82          | 1,210.79          | 1,346.77                      |

(注) 第10期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。

### (4) 環境保全・社会貢献活動の状況

当社は、環境保全や社会貢献活動を事業活動の一環として取り組むことが、地域に根ざした小売業の使命であると認識しております。

当事業年度は環境保全及び社会貢献活動として次の活動を進めてまいりました。

- ① I S O 14001の基準に基づく環境保全活動の実施
- ② トレー、牛乳パック、空き缶のリサイクル活動、レジ袋無料配布の中止（大分県、熊本市の25店舗）、買物袋持参運動、マイバスケット運動の実施
- ③ 植樹活動の実施（当事業年度は新店3店舗で2,595本を植樹、累計植樹本数は76,001本）
- ④ イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン活動による、福祉の増進、環境保全、環境学習、文化・芸術の振興などの分野で活動する団体への助成を6百万円実施いたしました。
- ⑤ 各種募金活動の実施(募金総額47百万円)

当事業年度も募金活動を実施いたしました。特に東日本大震災に際してお客さまから32百万円の募金をいただきました。

今後も、法令遵守や社会貢献活動など、企業の社会的責任の更なる推進に努めてまいります。

## (5) 対処すべき課題

九州地区における経済は、雇用情勢及び個人消費においては、緩やかに持ち直し傾向が見られるものの、人口減少と高齢化の進展、ライフスタイルの多様化等による食品市場規模の構造的な縮小が進み、業種業態を超えた競争は一層激化すると考えられます。ますます厳しさを増す経営環境の中、一層の「安さ」と「便利さ」、更なる安全・安心を提供し、「すべてはお客さまのために」を原点に、「九州地区におけるスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーになる」というビジョンを実現させるために、次の施策に取り組んでまいります。

### ①九州での成長戦略の推進加速

#### イ. 新規出店の拡大

九州全域で新規出店を継続して積極的に行ってまいります。特に福岡県・熊本県・鹿児島県での店舗の出店推進を図ってまいります。

さらには、人口の都市集中化及び高齢化社会の到来に対応すべく、都市型小型店舗である「マックスバリュエクスプレス」フォーマットにより郊外型大型店が出店困難な都市部への新規出店を推進し、都市部でのシェア拡大を図ってまいります。

#### ロ. ディスカウント業態のチェーン展開の推進

ディスカウントストア、ドラッグストア等との競争に打ち勝つために、ディスカウント業態である「ザ・ビッグ」のチェーン展開を推進してまいります。

### ②既存事業の収益力改善

#### イ. 買上点数増加による安定的売上の拡大

生鮮食品・日配食品のローカル商品及びマス商品(単品で1店舗1日当たり100個以上販売する商品)の品揃えの拡充により、来店客数及びお客さま1人当たりの買上点数の増加に取り組み、売上高の拡大を図ってまいります。

#### ロ. 売上総利益率の改善

イオンのブランド「トップバリュ」の売上構成比アップ及び医薬品等値入率の高い商品の取扱店舗の拡大、野菜・鮮魚等地場の生鮮市場からの仕入れに当社が直接関与することで品質が高く、利幅が大きい商品を導入する等の取り組みにより売上総利益率の改善を図ってまいります。

### ③事業領域の拡大

#### イ. 新しいステージへの挑戦(アジアへの進出準備)

成長著しいアジア市場への進出を目指して準備を進めてまいります。

#### ロ. 九州地区での友好的連携の推進

今後予測される、九州地区での競争激化に対応するため、友好的連携を推進してまいります。

### ④成長を支える基盤整備

#### イ. 人材の育成推進

九州の全県に出店しているスーパーマーケットとして、地域特性を知り尽くした社員を今後も継続育成するために、職務別教育、キャリア開発教育、国内・海外研修等や資格試験制度等により人材の育成を図ってまいります。

#### ロ. コンプライアンス体制の再構築

コンプライアンス体制を再構築するため、イオングループで定める「イオン行動規範」をベースに法令遵守のための社内研修及び社外講師を招いての研修会等を実施してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2012年2月20日現在)

当社は、食料品及び日用雑貨品等の小売販売及びテナントに対する不動産賃貸業等を行っております。

(7) 主要な営業所 (2012年2月20日現在)

①本店 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

②営業店舗 当社は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内の店舗で営業活動を行っており、その分布は次のとおりであります。

店舗数 (118店舗)

マックスバリュ業態 (113店舗)

(福岡県)

|      |     |      |      |      |     |
|------|-----|------|------|------|-----|
| 福岡市  | 7店舗 | 久留米市 | 8店舗  | 北九州市 | 5店舗 |
| 大野城市 | 2店舗 | その他  | 11店舗 |      |     |

(佐賀県)

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 佐賀市 | 6店舗 | 鳥栖市 | 2店舗 | その他 | 5店舗 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

(長崎県)

|     |     |      |     |     |     |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 長崎市 | 2店舗 | 佐世保市 | 4店舗 | 大村市 | 3店舗 |
| その他 | 3店舗 |      |     |     |     |

(熊本県)

|     |      |     |     |     |     |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 熊本市 | 12店舗 | 荒尾市 | 2店舗 | その他 | 4店舗 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|

(大分県)

|     |     |     |     |  |  |
|-----|-----|-----|-----|--|--|
| 大分市 | 8店舗 | その他 | 4店舗 |  |  |
|-----|-----|-----|-----|--|--|

(宮崎県)

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 宮崎市 | 8店舗 | 都城市 | 2店舗 | 延岡市 | 2店舗 |
| その他 | 3店舗 |     |     |     |     |

(鹿児島県)

|      |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 鹿児島市 | 3店舗 | 鹿屋市 | 4店舗 | その他 | 3店舗 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|

マックスバリュエクスプレス業態 (2店舗)

(福岡県) 福岡市 1店舗

(熊本県) 熊本市 1店舗

ザ・ビッグ業態 (2店舗)

(福岡県) 福岡市 1店舗 志免町 1店舗

ザ・ビッグエクスプレス業態 (1店舗)

(福岡県) 宇美町 1店舗

#### (8) 従業員の状況 (2012年2月20日現在)

| 区 分    | 従 業 員 数 |       | 平均年齢    | 平均勤続年数 |
|--------|---------|-------|---------|--------|
|        | 当期末     | 前期比増減 |         |        |
| 男 性    | 812名    | 36名増  | 44歳 7ヵ月 | 6年 4ヵ月 |
| 女 性    | 173名    | 18名増  | 35歳 5ヵ月 | 4年 4ヵ月 |
| 合計又は平均 | 985名    | 54名増  | 42歳11ヵ月 | 6年 0ヵ月 |

- (注) 1. 従業員数については、イオングループ会社への出向者7名を含まず、イオングループ会社からの受入れ出向者8名を含んでおります。
2. 上記従業員のほか、フレックス社員（パートタイマー）の期中平均人員は4,646名（ただし、1日8時間換算による）であります。

#### (9) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ①親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、その子会社を含めたイオングループで当社の株式を92.85% (5,932千株) 保有しております。なお、同社の直接保有は90.78% (5,800千株) であります。

当社は、親会社から親会社の保有する商標等の知的財産権等の提供を受けておりません。

##### ②子会社の状況

該当事項はありません。



#### (10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                   | 借 入 金 残 高 (百万円) |
|-------------------------|-----------------|
| 株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行 | 565             |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行         | 350             |
| 株 式 会 社 大 分 銀 行         | 330             |
| 株 式 会 社 北 九 州 銀 行       | 315             |
| 株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行       | 300             |
| 株 式 会 社 十 八 銀 行         | 225             |
| 株 式 会 社 宮 崎 銀 行         | 195             |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社     | 195             |
| 株 式 会 社 肥 後 銀 行         | 80              |
| 株 式 会 社 佐 賀 銀 行         | 50              |
| 計                       | 2,605           |

#### (11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策と位置づけており、事業規模の拡大と経営の効率化によって企業価値を高めるために必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続して行っていくことを基本方針としております。

配当につきましては、配当性向を勘案し、利益成長とともに更なる利益還元に努めることにより、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります。

[当期の剰余金の配当について]

当期純利益は、1,047百万円となり、当社の剰余金の配当等の権限の行使に関する方針に則り、1株につき普通配当30円とさせていただきます。なお、配当金のお支払い開始日(効力発生日)は2012年5月14日(月曜日)とさせていただきます。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2012年2月20日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 25,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,389,395株  |
| (3) 株主数      | 109名        |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                           | 持 株 数 (千株) | 持 株 比 率 (%) |
|---------------------------------|------------|-------------|
| イ オ ン 株 式 会 社                   | 5,800      | 90.78       |
| 横 尾 廣 昭                         | 49         | 0.77        |
| 牛 島 真 澄                         | 41         | 0.65        |
| ミ ニ ス ト ッ プ 株 式 会 社             | 37         | 0.59        |
| 山 本 重 利                         | 37         | 0.59        |
| マ ッ ク ス バ リ ュ 西 日 本 株 式 会 社     | 30         | 0.47        |
| 株 式 会 社 コ ッ ク ス                 | 18         | 0.29        |
| イ オ ン ク レ ジ ッ ト サ ー ビ ス 株 式 会 社 | 18         | 0.29        |
| 山 本 重 信                         | 18         | 0.29        |
| イ オ ン 九 州 株 式 会 社               | 15         | 0.23        |

(注) 持株比率は、発行済株式の総数に対する持株数の割合であり、小数点以下第3位を切り捨てております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2012年1月18日付で大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）から上場承認を受け、2012年2月22日に上場いたしました。

株式上場にあたり、2012年1月18日及び2012年2月1日開催の取締役会において、公募による募集株式の発行及び第三者割当増資による募集株式の発行を決議し、2012年2月21日および2012年3月21日に払込みが完了いたしました。この結果、普通株式が1,137,800株増加し、発行済株式の総数は7,527,195株となりました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2012年2月20日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況           |
|----------|-------|------------------------|
| 代表取締役社長  | 柴田英二  |                        |
| 常務取締役    | 山本重信  | 経営管理本部長兼内部統制担当         |
| 取締役      | 出口博   | 営業本部長                  |
| 取締役      | 恒屋良彦  | 人事総務本部長兼企業倫理担当         |
| 取締役      | 井上渡   | 開発本部長                  |
| 取締役      | 田中實   | 商品本部長                  |
| 取締役      | 鈴木信行  | 営業推進本部長                |
| 取締役      | 久保川順全 | 福岡事業部長                 |
| 取締役      | 四宮智明  | 南九州事業部長                |
| 取締役      | 赤木正彦  | 財務本部長兼経理部長             |
| 常勤監査役    | 三林節男  |                        |
| 監査役      | 竹内太加六 | イオン九州株式会社常勤監査役         |
| 監査役      | 田中文雄  | イオン九州株式会社監査役、株式会社光洋監査役 |
| 監査役      | 古賀和孝  | 古賀・西村・花島法律事務所          |

- (注) 1. 監査役竹内太加六氏、田中文雄氏、古賀和孝氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役三林節男氏は、長年、経営企画、財務・経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知識・知見を有するものであります。  
また、監査役田中文雄氏は、長年イオングループ関連会社の指導を行う立場にあり、数社のイオングループ関連会社の監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知識・知見を有するものであります。

#### (2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任日         | 退任事由 | 退任時の地位及び重要な兼職の状況等 |
|------|-------------|------|-------------------|
| 公文節男 | 2011年5月10日  | 任期満了 | 取締役人事総務本部長        |
| 末吉康敏 | 2011年10月20日 | 任期満了 | 取締役西九州事業部長        |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数 (名)   | 報酬等の額 (百万円) |
|--------------------|-----------|-------------|
| 取 締 役              | 11        | 186         |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 22<br>(7)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 15<br>(3) | 209<br>(7)  |

- (注) 1. 2008年5月10日開催の定時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額250百万円以内、また、2003年10月10日開催の臨時株主総会決議による監査役報酬限度額は年額30百万円以内であります。
2. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における業績報酬引当金繰入額48百万円（取締役11名48百万円）
  - ・当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額13百万円（取締役11名11百万円、監査役4名1百万円）
3. 上記には2011年10月20日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。なお、2012年2月20日現在の役員数は14名（取締役10名、監査役4名）であります。
4. 2011年5月10日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名はイオンリテール株式会社よりの出向者であり、上記取締役の報酬等の額には、含まれておりません。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況

| 区分    | 氏名      | 兼職先会社名            | 兼職の内容 |
|-------|---------|-------------------|-------|
| 監 査 役 | 竹 内 太加六 | イオン九州株式会社         | 常勤監査役 |
| 監 査 役 | 田 中 文 雄 | イオン九州株式会社及び株式会社光洋 | 監査役   |
| 監 査 役 | 古 賀 和 孝 | 古賀・西村・花島法律事務所     | 弁護士   |

(注) イオン九州株式会社及び株式会社光洋は当社の親会社でありますイオン株式会社の子会社であります。

## ②社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名     | 出席状況及び発言状況                                                                                                                           |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 竹内 太加六 | 当事業年度開催の取締役会15回（定例12回、臨時3回）の全てに出席し、必要に応じ、豊富な経験に基づき、主に経営管理の観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、監査役会13回の全てに出席しております。                       |
| 監査役 | 田中文雄   | 当事業年度開催の取締役会15回（定例12回、臨時3回）の全てに出席し、必要に応じ、イオン株式会社関連企業部での子会社統括の経験を生かして、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会13回の全てに出席しております。 |
| 監査役 | 古賀和孝   | 当事業年度開催の取締役会15回（定例12回、臨時3回）中14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から経営の監督と健全な経営のため適切な発言を適宜行っております。また、監査役会13回の全てに出席しております。                      |

## ③責任限定契約の内容の概要

当社は2007年10月30日開催の臨時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との間に当社に対する損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社と各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。

## ④社外役員が当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の総額

社外監査役が当事業年度における当社の親会社または当社の親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額は19百万円であります。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 (百万円) |
|--------------------------------|-------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 30          |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34          |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに、上場助言・指導業務を委託しております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

当社が、会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

##### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすためコンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定しています。
- ②取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定すると共に各主管部署から定期的に報告を受けます。
- ③当社はイオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度(イオン行動規範110番)にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告されます。なお、通報者に対しては不利益な

扱いを行いません。

- ④財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保します。
- ⑤反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して会社をあげて組織的に対応する風土を醸成します。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む）、保存を行います。
- ②取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。
- ③個人情報保護については、個人情報コンプライアンスマニュアルに基づき対応しています。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役は取締役会の決定により、社員は職務権限規程に基づき、それぞれの職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲において職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負います。
- ②内部統制担当を選任し、各部門担当取締役と共に、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理し、リスク管理の状況を取締役会またはその他重要な会議において定期的に報告します。
- ③取締役は、自己の担当領域に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等により全従業員に徹底します。
- ④取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- ⑤災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規程・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底します。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については経営会議及び取締役会において決定します。
- ②取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能確立するため、職務責任権限規程・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めます。

**(5) 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めていきます。但し、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制とします。
- ②親会社との利益相反取引については、当社の利益を損なわない方策を講じます。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置します。

**(7) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。
- ②常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進めます。
- ③常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
- ④監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていきます。

- 
- (注) 1. 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。  
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。



# 貸借対照表

(2012年2月20日現在)

(単位：百万円)

| 科 目<br>(資 産 の 部)       | 金 額           | 科 目<br>(負 債 の 部)     | 金 額           |
|------------------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,552</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>15,137</b> |
| 現金及び預金                 | 2,010         | 支払手形                 | 15            |
| 売掛金                    | 1,288         | 買掛金                  | 8,836         |
| 商品                     | 2,850         | 短期借入金                | 900           |
| 貯蔵品                    | 30            | 1年内返済予定の長期借入金        | 660           |
| 前払費用                   | 116           | リース債                 | 33            |
| 繰延税金資産                 | 205           | 未払金                  | 1,094         |
| 未収入金                   | 776           | 未払費用                 | 1,301         |
| その他                    | 274           | 未払法人税等               | 622           |
|                        |               | 未払消費税                | 172           |
|                        |               | 預り金                  | 264           |
|                        |               | 前受収益                 | 5             |
|                        |               | 賞与引当金                | 153           |
|                        |               | 役員報酬引当金              | 48            |
|                        |               | 設備関係支払手形             | 989           |
|                        |               | その他                  | 39            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>19,224</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>3,034</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>12,804</b> | 長期借入金                | 1,045         |
| 建物                     | 7,537         | リース債                 | 276           |
| 構築物                    | 831           | 役員退職慰労引当金            | 41            |
| 工具、器具及び備品              | 1,678         | 店舗閉鎖損失引当金            | 241           |
| 土地                     | 2,457         | 長期預り保証金              | 854           |
| リース資産                  | 298           | 資産除去債                | 541           |
| 建設仮勘定                  | 0             | その他                  | 34            |
|                        |               | <b>負 債 合 計</b>       | <b>18,172</b> |
|                        |               | (純資産の部)              |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>35</b>     | 株主資本                 | 8,508         |
| ソフトウェア                 | 11            | 資本金                  | 929           |
| その他                    | 23            | 資本剰余金                | 775           |
|                        |               | 資本準備金                | 775           |
|                        |               | 利益剰余金                | 6,803         |
|                        |               | 利益準備金                | 72            |
|                        |               | その他利益剰余金             | 6,731         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,384</b>  | 固定資産圧縮積立金            | 16            |
| 投資有価証券                 | 283           | 特別償却積立金              | 23            |
| 出資                     | 0             | 別途積立金                | 5,300         |
| 長期前払費用                 | 590           | 繰越利益剰余金              | 1,390         |
| 繰延税金資産                 | 1,089         | 評価・換算差額等             | 96            |
| 差入保証金                  | 4,419         | その他有価証券評価差額金         | 96            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>26,777</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>8,605</b>  |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>26,777</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2011年2月21日から  
2012年2月20日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                                   | 金 額   | 額       |
|---------------------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                                 |       | 124,554 |
| 売 上 原 価                               |       | 94,888  |
| 売 上 総 利 益                             |       | 29,665  |
| そ の 他 営 業 収 入                         |       | 1,578   |
| 営 業 総 利 益                             |       | 31,244  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                   |       | 28,435  |
| 営 業 利 益                               |       | 2,808   |
| 営 業 外 収 益                             |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金                     | 28    |         |
| テ ナ ン ト 退 店 違 約 金 受 入 益               | 2     |         |
| 受 取 保 険 金                             | 8     |         |
| そ の 他                                 | 4     | 43      |
| 営 業 外 費 用                             |       |         |
| 支 払 利 息                               | 38    |         |
| 株 式 交 付 費                             | 6     |         |
| そ の 他                                 | 10    | 55      |
| 経 常 利 益                               |       | 2,796   |
| 特 別 利 益                               |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益                         | 28    | 28      |
| 特 別 損 失                               |       |         |
| 固 定 資 産 除 却 損                         | 1     |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損                     | 3     |         |
| 減 損 損 失                               | 491   |         |
| 資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 209   | 706     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益                       |       | 2,118   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税               | 1,121 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額                         | △50   | 1,070   |
| 当 期 純 利 益                             |       | 1,047   |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2011年2月21日から  
2012年2月20日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |             |               |             |            |             |       |             | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-------|-------------|---------------|-------------|------------|-------------|-------|-------------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 |             | 利 益 剰 余 金     |             |            |             |       | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                         |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金         | その他利益剰余金    |            |             |       |             |            |
|                         |         |       |             | 固定資産<br>圧縮積立金 | 特別償却<br>積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |       |             |            |
| 前 期 末 残 高               | 929     | 775   | 775         | 72            | 18          | 29         | 4,500       | 1,327 | 5,947       | 7,652      |
| 当 期 変 動 額               |         |       |             |               |             |            |             |       |             |            |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |       |             |               | △1          |            |             | 1     | －           | －          |
| 特別償却積立金の取崩              |         |       |             |               |             | △5         |             | 5     | －           | －          |
| 別途積立金の積立                |         |       |             |               |             |            | 800         | △800  | －           | －          |
| 剰余金の配当                  |         |       |             |               |             |            |             | △191  | △191        | △191       |
| 当期純利益                   |         |       |             |               |             |            |             | 1,047 | 1,047       | 1,047      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |       |             |               |             |            |             |       |             |            |
| 当期変動額合計                 | －       | －     | －           | －             | △1          | △5         | 800         | 62    | 856         | 856        |
| 当 期 末 残 高               | 929     | 775   | 775         | 72            | 16          | 23         | 5,300       | 1,390 | 6,803       | 8,508      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |       |
| 前 期 末 残 高               | 83               | 83                     | 7,736 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |                  |                        | －     |
| 特別償却積立金の取崩              |                  |                        | －     |
| 別途積立金の積立                |                  |                        | －     |
| 剰余金配当                   |                  |                        | △191  |
| 当期純利益                   |                  |                        | 1,047 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 12               | 12                     | 12    |
| 当期変動額合計                 | 12               | 12                     | 868   |
| 当 期 末 残 高               | 96               | 96                     | 8,605 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針)

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

売価還元原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法

（リース資産を除く）

各資産別の経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

・建物

（営業店舗）

15年～30年

（建物附属設備）

3年～18年

・構築物

3年～30年

・工具、器具及び備品

2年～20年

##### ②無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法均等償却

##### ④長期前払費用

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③役員業績報酬引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。

- ⑤店舗閉鎖損失引当金 店舗閉店に伴う損失に備えるため、退店時における中途解約金等の閉店関連損失見込額を退店意思決定時に計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。
- (6) 会計方針の変更  
資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。  
これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ30百万円減少し、税引前当期純利益は240百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

|    |          |
|----|----------|
| 建物 | 574百万円   |
| 土地 | 1,690百万円 |
| 計  | 2,264百万円 |

②担保に係る債務

|       |        |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 500百万円 |
| 長期借入金 | 415百万円 |
| 計     | 915百万円 |

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,087百万円

- (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

|         |       |
|---------|-------|
| ①短期金銭債権 | 0百万円  |
| ②短期金銭債務 | 39百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- (1) 関係会社との取引高  
その他の営業取引高 148百万円

- (2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損を認識した資産グループの概要

| 用途   | 種類  | 場所   | 件数 | 金額(百万円) |
|------|-----|------|----|---------|
| 店舗   | 建物等 | 福岡県他 | 9  | 472     |
| 遊休資産 | 土地  | 佐賀県  | 1  | 19      |
| 合計   |     |      | 10 | 491     |

## ②減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動及び貸店舗から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスになる見込みである資産グループ並びに、遊休状態にあり今後の使用目処が立っていない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## ③減損損失の金額

| 種 類       | 金 額 (百万円) |
|-----------|-----------|
| 建 物       | 303       |
| 構 築 物     | 28        |
| 工具、器具及び備品 | 105       |
| 土 地       | 19        |
| リースに係る資産  | 13        |
| そ の 他※    | 20        |
| 合 計       | 491       |

※その他には、無形固定資産及び長期前払費用を含んでおります。

## ④資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また、遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

## ⑤回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については重要性を勘案して固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.5%で割引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数<br>(千株) | 当事業年度増加株式数<br>(千株) | 当事業年度減少株式数<br>(千株) | 当事業年度末の株式数<br>(千株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 普通株式  | 6,389              | —                  | —                  | 6,389              |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2011年4月3日<br>取締役会 | 普通株式  | 191             | 30              | 2011年2月20日 | 2011年5月11日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定              | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|-------|---------------------|-----------------|------------|------------|
| 2012年4月5日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 191                 | 30              | 2012年2月20日 | 2012年5月14日 |

## (税効果会計に関する注記)

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 有形固定資産          | 1,002百万円 |
| 無形固定資産          | 89百万円    |
| 店舗閉鎖損失引当金       | 92百万円    |
| 資産除去債務          | 191百万円   |
| その他             | 224百万円   |
| 繰延税金資産 小計       | 1,601百万円 |
| 評価性引当額          | △129百万円  |
| 繰延税金資産 合計       | 1,471百万円 |
| 繰延税金負債          |          |
| その他有価証券評価差額金    | 53百万円    |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 97百万円    |
| その他             | 25百万円    |
| 繰延税金負債合計        | 175百万円   |
| 繰延税金資産の純額       | 1,295百万円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 40.4% |
| (調整)                 |       |
| 住民税均等割               | 3.6%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 7.0%  |
| その他                  | △0.5% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 50.5% |

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2011年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されたことにより、2012年4月1日以後開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、一定期間内、復興特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、一時差異等の解消が見込まれる期に対応した以下の税率によることとなります。

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 2012年4月1日までに開始する事業年度               | 40.4% |
| 2012年4月1日以後から2015年3月31日までに開始する事業年度 | 37.8% |
| 2015年4月1日以後に開始する事業年度               | 35.4% |

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産の純額が122百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が130百万円、その他有価証券評価差額金が7百万円、それぞれ増加しております。



### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗建物及び店舗用什器備品の一部についてリース契約により使用しております。

### (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、主として安全性の高い預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融によっております。

売掛金等の営業債権については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として、業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であり、支払金利の金利変動リスクを回避するため固定金利により調達を行っております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2012年2月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

|                                | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|--------------------------------|-------------------|--------------|--------------|
| 現金及び預金                         | 2,010             | 2,010        | —            |
| 売 掛 金                          | 1,288             | 1,288        | —            |
| 投 資 有 価 証 券                    | 277               | 277          | —            |
| 差 入 保 証 金<br>(1年内償還予定の差入保証金含む) | 4,641             | 4,367        | △274         |
| 支 払 手 形 及 び 買 掛 金              | (8,852)           | (8,852)      | —            |
| 短 期 借 入 金                      | (900)             | (900)        | —            |
| 未 払 法 人 税 等                    | (622)             | (622)        | —            |
| 長 期 借 入 金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | (1,705)           | (1,697)      | △7           |
| リ ー ス 債 務<br>(1年内返済予定のリース債務含む) | (309)             | (308)        | △1           |

(注) 1. 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

## 2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### (1) 現金及び預金、並びに売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

### (3) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローに対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

### (4) 支払手形及び買掛金、短期借入金、並びに未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 3. 非上場株式(貸借対照表計上額6百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 兄弟会社

| 種類      | 会社等の名称           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係      | 取引内容                  | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|------------------|--------------------|----------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | イオンクレジットサービス株式会社 | 被所有<br>直接 0.29%    | クレジット業務等<br>委託 | クレジット<br>販売等の債<br>権譲渡 | 47,488        | 売掛金   | 1,025         |
|         | イオン商品調達株式会社      | —                  | 営業取引           | 商品仕入                  | 6,597         | 買掛金   | 593           |
|         | イオントップバリュ株式会社    | —                  | 営業取引           | 商品仕入                  | 8,014         | 買掛金   | 713           |
|         | イオンタウン株式会社       | —                  | 営業取引           | 地代家賃等                 | 285           | 差入保証金 | 292           |

(注) 1. 上記の金額のうち、クレジット販売等の債権譲渡の取引金額及び売掛金並びに買掛金の期末残高には消費税等が含まれており、商品仕入及び地代家賃等の取引金額並びに差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) クレジット販売等の債権譲渡及び商品仕入については、一般取引条件を参考に決定しております。
- (2) 商品の仕入については商品の仕入価格、代金決済方法等については市場価格、総原価、業界の商習慣等を考慮し、交渉のうえ、一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (3) 不動産の賃借料は近隣の取引実績等により算定した価格を基に、交渉のうえ決定し、契約を締結しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,346円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 163円97銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

当社は2012年1月18日付で大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)から上場承認を受け、2012年2月22日に上場いたしました。

(1) 公募による株式の発行

株式上場にあたり、2012年1月18日及び2012年2月1日開催の取締役会において、以下の募集株式の発行を決議しております。

|              |                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集方法         | 一般募集(ブックビルディング方式による募集)                                                                        |
| 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 1,000,000株                                                                               |
| 発行価格         | 1株につき 1,250円                                                                                  |
| 引受価額         | 1株につき 1,156.25円                                                                               |
| 引受人の対価       | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手数料とします。                               |
| 発行価額         | 1株につき 850円<br>この金額は会社法上の払込金額であり、2012年2月1日開催の取締役会において決定された金額であります。                             |
| 資本組入額        | 1株につき 578.125円                                                                                |
| 発行価額の総額      | 850,000千円                                                                                     |
| 資本組入額の総額     | 578,125千円                                                                                     |
| 払込金額の総額      | 1,156,250千円                                                                                   |
| 払込期日         | 2012年2月21日                                                                                    |
| 資金の用途        | マックスバリュ直方新入店(福岡県直方市)、マックスバリュ国分店(鹿児島県霧島市)、マックスバリュ鳥栖村田店(佐賀県鳥栖市)及び福岡県内の3店舗の新規出店資金に全額充当する予定であります。 |

## (2) 第三者割当による株式の発行

当社では、当社普通株式の大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) への上場に伴う公募による募集株式発行に関連して、野村證券株式会社を売出人として、当社普通株式150,000株の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」)を行っております。

本第三者割当増資は、このオーバーアロットメントによる売出しに関連して、2012年1月18日及び2012年2月1日開催の取締役会決議に基づき、当社株主であるイオン株式会社より借入れた当社普通株式の返却を目的として、野村證券株式会社に対し行われるものです。なお、野村證券株式会社より申し込みのなかった12,200株につきましては、失権したもものとして募集株式発行は行いません。

概要は次のとおりであります。

|              |                                                                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|
| 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 137,800株                                                     |
| 割当価格         | 1株につき 1,156.25円                                                   |
| 発行価額         | 1株につき 850円<br>この金額は会社法上の払込金額であり、2012年2月1日開催の取締役会において決定された金額であります。 |
| 資本組入額        | 1株につき 578.125円                                                    |
| 発行価額の総額      | 117,130千円                                                         |
| 資本組入額の総額     | 79,665千円                                                          |
| 割当価格の総額      | 159,331千円                                                         |
| 払込期日         | 2012年3月21日                                                        |
| 割当先          | 野村證券株式会社                                                          |
| 資金の用途        | 福岡県内の3店舗の新規出店資金として2014年2月期に充当する予定であります。                           |

なお、上記の公募による募集株式の発行及び第三者割当増資による株式の発行については、2012年2月21日及び2012年3月21日にそれぞれ払込みが完了いたしました。この結果、普通株式が1,137,800株増加し、発行済株式の総数は7,527,195株となりました。また、資本金が657百万円増加し、資本金の総額は1,587百万円となりました。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年3月30日

マックスバリュ九州株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 川 畑 秀 二 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 内 藤 真 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ九州株式会社の平成23年2月21日から平成24年2月20日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年1月18日及び平成24年2月1日開催の取締役会において新株式発行を決議し、公募による新株式発行については、平成24年2月21日に、第三者割当による新株式発行については平成24年3月21日に、それぞれ払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年2月21日から平成24年2月20日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年4月4日

マックスバリュ九州株式会社 監査役会

常勤監査役 三 林 節 男 ㊞  
社外監査役 竹 内 太加六 ㊞  
社外監査役 田 中 文 雄 ㊞

注) 社外監査役古賀和孝は、平成24年4月4日の監査役会を欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印を致しておりません。ただし、同監査役からは事前に本監査報告書と同一である旨の監査報告書を受理しており、当該監査報告書を当監査役会に提示し、審議を行ったものであります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社の親会社であるイオン株式会社の事業年度の末日が毎年2月末日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うため、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。

これに伴い、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）、第38条（事業年度）、第40条（剰余金配当の基準日）につき、所要の変更を行い、また、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) その他条文の並びの入れ替え及び字句の一部修正を行い、表現方法を統一するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                           | 変更案                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式<br>(株主名簿管理人)                                                           | 第2章 株 式<br>(株主名簿管理人)                                                              |
| 第9条 (条文省略)                                                                     | 第9条 (現行通り)                                                                        |
| 2. (条文省略)                                                                      | 2. (現行通り)                                                                         |
| 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 | 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 |
| 第10条 (条文省略)                                                                    | 第10条 (現行通り)                                                                       |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主総会の開催地は福岡市またはその<u>周</u><br/><u>辺</u>とする。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日<br/>は、毎年2月<u>20</u>日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、<br/>議長となる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別<br/>段の定めがある場合を除き、出席した議決<br/>権を行使することができる株主の議決権の<br/>過半数をもって<u>行なう</u>。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決<br/>議は、議決権を行使することができる株主<br/>の議決権の3分の1以上を有する株主が出<br/>席し、その議決権の3分の2以上をもって<br/><u>行なう</u>。</p> <p>第16条<br/>～ (条文省略)<br/>第19条</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (現行通り)</p> <p>2. 株主総会の開催地は福岡市またはその<u>隣</u><br/><u>接地</u>とする。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日<br/>は、毎年2月<u>末日</u>とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場</u><br/><u>合を除き</u>、取締役社長がこれを招集し、議<br/>長となる。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第14条 (現行通り)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別<br/>段の定めがある場合を除き、出席した議決<br/>権を行使することができる株主の議決権の<br/>過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決<br/>議は、議決権を行使することができる株主<br/>の議決権の3分の1以上を有する株主が出<br/>席し、その議決権の3分の2以上をもって<br/><u>行う</u>。</p> <p>第16条<br/>～ (現行通り)<br/>第19条</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会<br/>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、代表取締役がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および監査役に対して会日の3日以前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各々1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会決議の方法)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数によって決する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各々1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外取締役の責任免除)<br/>第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                  | <p>(社外取締役の責任限定契約)<br/>第25条 (現行通り)</p>                                                                                                                  |
| <p>第5章 監査役および監査役会<br/>第26条<br/>～ (条文省略)<br/>第32条</p>                                                                                                 | <p>第5章 監査役および監査役会<br/>第26条<br/>～ (現行通り)<br/>第32条</p>                                                                                                   |
| <p>(社外監査役の責任免除)<br/>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(監査役の報酬等)<br/>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                              |
| <p>(監査役の報酬等)<br/>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                            | <p>(社外監査役の責任限定契約)<br/>第34条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>第6章 会計監査人<br/>(選任方法)<br/>第35条 会計監査人は、<u>株主総会において</u>選任する。</p>                                                                                     | <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任)<br/>第35条 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p>                                                                                |
| <p>(会計監査人の任期)<br/>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。<br/>2. (条文省略)</p>                                                     | <p>(会計監査人の任期)<br/>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. (現行通り)</p>                                                       |
| <p>第37条 (条文省略)</p>                                                                                                                                   | <p>第37条 (現行通り)</p>                                                                                                                                     |

| 現行定款                                                      | 変更案                                                                                |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>                 | <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>                                          |
| <p>(事業年度)</p>                                             | <p>(事業年度)</p>                                                                      |
| <p>第38条 当社の事業年度は、毎年<u>2月21日</u>から翌年2月<u>20日</u>までとする。</p> | <p>第38条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年2月<u>末日</u>までとする。</p>                            |
| <p>第39条 (条文省略)</p>                                        | <p>第39条 (現行通り)</p>                                                                 |
| <p>(剰余金配当の基準日)</p>                                        | <p>(剰余金配当の基準日)</p>                                                                 |
| <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月<u>20日</u>とする。</p>               | <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月<u>末日</u>とする。</p>                                         |
| <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月<u>20日</u>とする。</p>                 | <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月<u>31日</u>とする。</p>                                          |
| <p>3. (条文省略)</p>                                          | <p>3. (現行通り)</p>                                                                   |
| <p>第41条 (条文省略)</p>                                        | <p>第41条 (現行通り)</p>                                                                 |
| <p>(新 設)</p>                                              | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>                                      |
| <p>(新 設)</p>                                              | <p><u>第1条</u> <u>第38条(事業年度)の規定にかかわらず第11期事業年度は、2012年2月21日から2013年2月28日までとする。</u></p> |
| <p>(新 設)</p>                                              | <p><u>第2条</u> <u>第40条(剰余金配当の基準日)第2項の規定にかかわらず、第11期事業年度の中間配当の基準日は8月20日とする。</u></p>   |
| <p>(新 設)</p>                                              | <p><u>第3条</u> <u>本附則は、第11期事業年度終了後にこれを削除するものとする。</u></p>                            |

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため社外取締役1名を増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | しばたえいじ<br>柴田英二<br>(1955年6月3日)   | 1979年 3月 山陽ジャスコ(株)(現イオン(株))入社<br>1997年 9月 同社マックスバリュ事業本部商品部長<br>2002年 2月 同社マックスバリュ事業本部長<br>2004年 2月 同社商品戦略・トップバリュ本部長<br>2006年 3月 イオンタイランド(株)取締役社長<br>2010年 5月 当社代表取締役社長(現任)                                                                    | 10,000株    |
| 2     | やまもとしげのぶ<br>山本重信<br>(1953年3月9日) | 1982年 4月 (株)ますや(後、西九州ウエルマート(株)、現マックスバリュ九州(株))入社<br>1988年 5月 同社代表取締役専務<br>1989年 5月 同社代表取締役社長<br>2003年 11月 当社専務取締役営業担当<br>2006年 1月 当社専務取締役店舗運営担当<br>2007年 9月 当社専務取締役店舗運営担当兼営業企画部長<br>2008年 5月 当社専務取締役開発担当<br>2010年 5月 当社常務取締役経営管理本部長兼内部統制担当(現任) | 18,900株    |
| 3     | いのうえわたる<br>井上渡<br>(1952年7月12日)  | 1976年 4月 福岡ジャスコ(株)(現イオン九州(株))入社<br>1988年 9月 同社開発本部開発部長<br>2002年 5月 当社開発部長<br>2003年 5月 当社取締役開発部長<br>2006年 8月 当社取締役開発本部長<br>2007年 9月 当社取締役開発本部長兼リーシング部長<br>2008年 2月 当社取締役開発本部長(現任)                                                              | 1,000株     |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | で ぐち ひろし<br>出 口 博<br>(1951年8月16日)      | 1974年 3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社<br>2000年 10月 同社マックスバリュ事業本部東北第1事業部<br>長<br>2002年 3月 マックスバリュ西日本(株)岡山事業部長<br>2005年 5月 同社取締役<br>2007年 8月 同社取締役S S M中四国営業担当兼広島事業<br>部長<br>2009年 4月 当社入社営業担当<br>2009年 5月 当社常務取締役営業担当<br>2010年 5月 当社取締役営業本部長 (現任)                                | 1,000株         |
| 5         | つね や よし ひこ<br>恒 屋 良 彦<br>(1954年3月28日)  | 1977年 4月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社<br>2000年 5月 (株)イオンファンタジー取締役<br>2003年 5月 同社常務取締役<br>2005年 1月 同社常務取締役業態・新規事業開発本部長兼<br>スーパーセンター事業部長<br>2006年 4月 同社常務取締役人事総務本部長兼リスクマネ<br>ジメント担当兼業態開発本部長<br>2008年 3月 同社常務取締役人事総務本部長兼リスクマネ<br>ジメント担当<br>2011年 5月 当社取締役人事総務本部長兼企業倫理担当<br>(現任)      | 1,000株         |
| 6         | た なか みのる<br>田 中 實<br>(1955年3月2日)       | 1980年 4月 (株)壽屋入社<br>2002年 3月 当社入社<br>2004年 6月 当社福岡南運営部長<br>2005年 2月 当社営業企画部長<br>2006年 1月 当社長崎商品部長<br>2006年 4月 当社長崎事業部長<br>2009年 4月 当社生鮮統括商品部長<br>2009年 5月 当社取締役生鮮統括商品部長<br>2009年 9月 当社取締役商品本部長 (現任)                                                                     | 1,000株         |
| 7         | すず き のぶ ゆき<br>鈴 木 信 行<br>(1950年10月15日) | 1973年 4月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社<br>2002年 2月 同社S S M商品本部コーディネータ部長<br>2005年 3月 (株)カスミ執行役員加工食品本部副本部マネ<br>ジャー兼商品企画部マネジャー<br>2006年 3月 同社執行役員カスタマーサティスファクショ<br>ン企画本部マネジャー兼環境社会貢献マネジャー<br>2006年 5月 同社常務取締役兼上席執行役員<br>2009年 2月 同社常務取締役営業統括本部副本部マネジャー<br>2010年 5月 当社取締役営業推進本部長(現任) | 1,000株         |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 8         | く ぼ か わ よ し ま き<br>久 保 川 順 全<br>(1957年2月5日) | 1981年 4月 (株)壽屋入社<br>2002年 4月 当社入社<br>2004年 6月 当社熊本運営部長<br>2005年 2月 当社熊本ストアサポート部長<br>2006年 1月 当社福岡ストアサポート部長<br>2008年 2月 当社福岡事業部長<br>2009年 5月 当社取締役福岡事業部長 (現任)                                                          | 1,000株         |
| 9         | しの みや ち あき<br>四 宮 智 明<br>(1951年11月19日)      | 1974年 5月 (株)壽屋入社<br>1989年 2月 (株)えじまや(後、(株)ハロー、現マックスバリュ九州(株)出向<br>1998年 11月 (株)ハロー(現マックスバリュ九州(株)入社<br>2003年 11月 当社佐賀事業部長<br>2005年 2月 当社大分事業部長<br>2006年 8月 当社宮崎事業部長<br>2011年 2月 当社南九州事業部長<br>2011年 5月 当社取締役南九州事業部長 (現任) | 2,480株         |
| 10        | あか ぎ まさ ひこ<br>赤 木 正 彦<br>(1966年8月22日)       | 1988年 5月 (株)ますや(後、西九州ウエルマート(株)、現マックスバリュ九州(株)入社<br>2003年 11月 当社財經部<br>2007年 9月 当社経理部長<br>2008年 2月 当社財經部長<br>2011年 5月 当社取締役財經本部長兼財經部長 (現任)                                                                              | 1,000株         |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 1       | ※<br>し<br>首<br>藤<br>哲<br>男<br>(1941年7月1日) | 1964年 11月 (株)横萬入社<br>1970年 11月 同社取締役<br>1976年 8月 横萬家庭機器(株)(後、(株)ホームワイド、現イ<br>オン九州(株)入社 取締役<br>1989年 6月 (株)ホームワイド (現イオン九州(株))常務取締<br>役<br>1991年 6月 同社専務取締役<br>1996年 6月 同社代表取締役社長<br>2001年 6月 同社取締役相談役<br>2002年 6月 同社取締役相談役退任<br>(重要な兼職の状況)<br>(財)横萬育英財団理事長、(資)会社横萬金物店代表社員、横<br>萬ビル(株)代表取締役、(有)セイキョウ代表取締役、ヤマウチ<br>グループ取締役相談役、医療法人さくら会理事、医療法人松<br>栄会理事 | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 首藤哲男氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年取締役として会社の経営に携わっており、培われた専門的な知識・経験等を活かして、当社の経営に対し適格な助言・監督をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社定款第25条の規定に基づき首藤哲男氏との間で取締役就任時に、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結する予定であります。



### 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は2012年4月4日開催の監査役会及び4月5日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決定いたしました。これに伴い、第2号議案を原案通りご承認いただくことを条件として重任される予定の取締役10名及び在任中の監査役4名に対し、当社における一定の基準に基づき、相当額の範囲内において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を行いたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴                                               |
|-------|--------------------------------------------------|
| 柴田英二  | 2010年 5月 当社代表取締役社長就任（現在にいたる）                     |
| 山本重信  | 2003年11月 当社専務取締役就任<br>2010年 5月 当社常務取締役就任（現在にいたる） |
| 出口博   | 2009年 5月 当社常務取締役就任<br>2010年 5月 当社取締役就任（現在にいたる）   |
| 恒屋良彦  | 2011年 5月 当社取締役就任（現在にいたる）                         |
| 井上渡   | 2003年 5月 当社取締役就任（現在にいたる）                         |
| 田中實   | 2009年 5月 当社取締役就任（現在にいたる）                         |
| 鈴木信行  | 2010年 5月 当社取締役就任（現在にいたる）                         |
| 久保川順全 | 2009年 5月 当社取締役就任（現在にいたる）                         |
| 四宮智明  | 2011年 5月 当社取締役就任（現在にいたる）                         |
| 赤木正彦  | 2011年 5月 当社取締役就任（現在にいたる）                         |
| 三林節男  | 2010年 5月 当社常勤監査役就任（現在にいたる）                       |
| 竹内太加六 | 2003年 5月 当社監査役就任（現在にいたる）                         |
| 田中文雄  | 2009年 5月 当社監査役就任（現在にいたる）                         |
| 古賀和孝  | 2007年10月 当社監査役就任（現在にいたる）                         |

#### 第4号議案 役員報酬等改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2008年5月10日開催の第6期定時株主総会において年額250,000千円以内、監査役の報酬額につきましては、2003年10月10日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、取締役に対する報酬等につき、役員退職慰労金制度廃止の単なる代替措置としてではなく、取締役に対する報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。これに伴い、今後の役員報酬等の額その他の内容決定につきまして、以下のとおりといたしたく、株主の皆さまのご承認をお願いするものであります。なお、現在の取締役は10名であり、本総会の第2号議案を原案通りご承認いただけた場合には、11名（うち社外取締役1名）となります。

1. 取締役の報酬額を年額250,000千円以内とし、このうち、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション公正価値分として、年額30,000千円以内とさせていただきますと存じます。

また、株式報酬型ストックオプションにつきましては、権利行使に際して払い込むべき金額を新株予約権の行使により取得される株式1株当たり1円とするものです。具体的には、当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権を付与することとし、この報酬請求権の払込債務との相殺によって、次の内容の新株予約権を取得させることを予定しております。

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の個数 250個を1年間の上限とする。

目的たる株式 当社普通株式 25,000株を1年間の上限とする。

新株予約権1個あたりの目的たる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

- (2) 新株予約権の発行日及び発行価額

各新株予約権の発行日は毎年5月10日とする。ただし、取締役会の新株予約権発行決議において、これと異なる発行日を定めることができる。

各新株予約権は、各期における定時株主総会に隣接する取締役会において、上記(1)の範囲内で1年以内に発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限数を定め、当該定時株主総会の開催日の属する当社の事業年度における業績評価を勘案して、取締役会決議により、発行日において各取締役に対して割り当てるものとする。

各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、まず当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権（ただし、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当することができる旨の条件付）を各取締役が付与することとし、次にこの報酬請求権と新株予約権の払込債務との相殺によって、各取締役に新株予約権を取得させる。

(3) 新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を調整後の株式数で除した金額とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

各新株予約権の発行日より1箇月経過した日から15年間とする。行使期間の初日及び末日については、取締役会の新株予約権発行決議において暦日により特定する。

(5) その他新株予約権行使の条件

① 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

② 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(6) 新株予約権の消滅事由等

① 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、又は権利行使期間内であっても上記(5)①ただし書の退任日から5年間が経過した場合、新株予約権は消滅する。

② 新株予約権者が、法令又は当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合には、当社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。

(7) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次の(8)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(8) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という）に限り、新株予約権を承継することができる。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(10) その他の事項（上記（1）から（9）におけるその他の事項を含む。）

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

2. 監査役に対する報酬等につきましては、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用せず、2003年10月10日開催の臨時株主総会において決議いただいた年額30,000千円以内の固定型月例報酬のみとさせていただきたいと存じます。

以 上





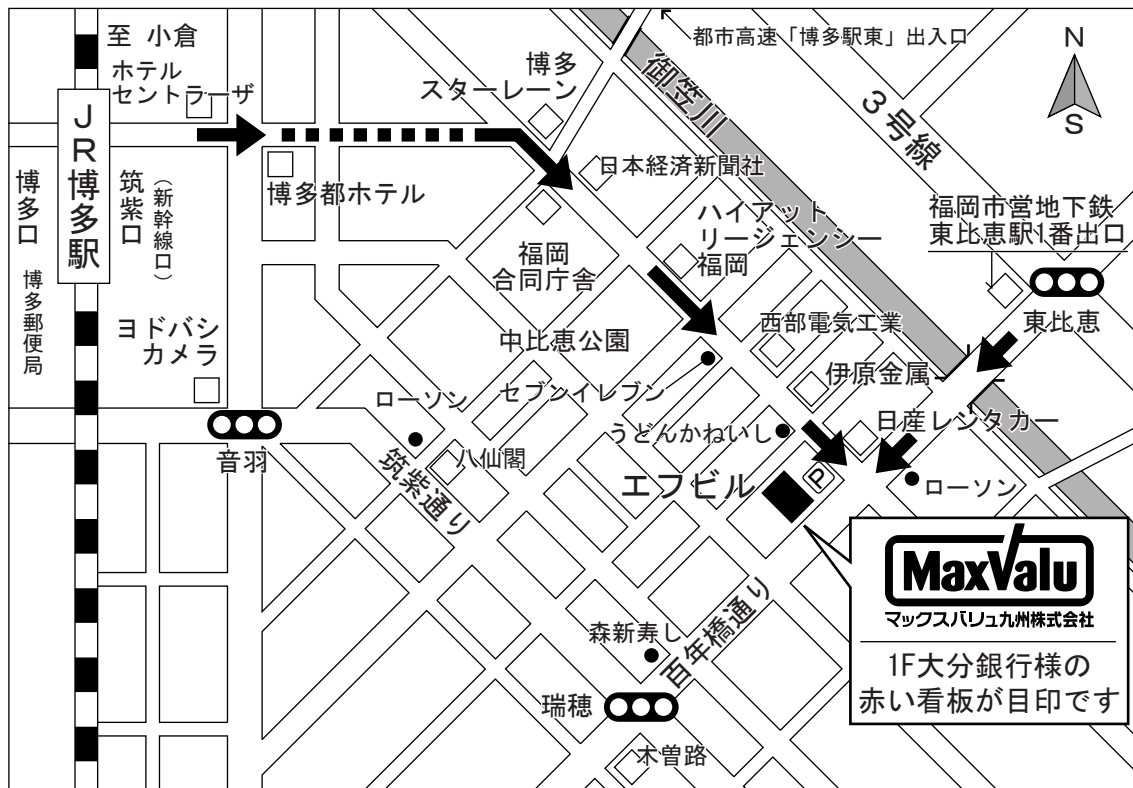
# 株主総会会場ご案内図

会場：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号エフビル4階

マックスバリュ九州株式会社 本社会議室

TEL (092) 433-1228



## 交通のご案内

- ・JR博多駅（筑紫口）より徒歩約15分
- ・地下鉄東比恵駅（1番出口）より徒歩約8分
- ・福岡空港より地下鉄で約7分／福岡空港より車で約10分
- ・九州自動車道 太宰府I.C. → 福岡都市高速 半道橋（約10分）
- ・九州自動車道 福岡I.C. → 福岡都市高速 博多駅東（約5分）

なお、お車でお越しの方は近隣の有料駐車場をご利用下さい。